

## 力 海洋の開発・利用と環境の保全との調和

○今後、開発・利用の拡大が見込まれる洋上風力発電事業について、次の取組を行いました。（環境省）

- ・規模が大きく、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある開発事業に関する適切な環境への影響評価の手續
- ・環境影響評価に必要となる海洋の環境情報の収集

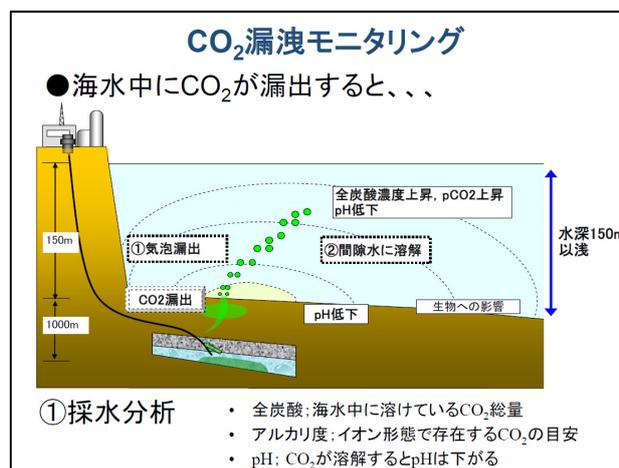
○環境保全と両立した形で風力発電事業の導入促進を図るため、個別事業に係る環境影響評価に先立つものとして、関係者間で協議しながら、環境保全、事業性、社会的調整に係る情報の重ね合わせを行い、総合的に評価した上で環境保全を優先することが考えられるエリア、風力発電の導入を促進し得るエリア等の区域を設定し活用する取組として、風力発電に係るゾーニング実証事業を 7 の地域で実施しました。また、平成 28 年（2016 年）度から 3 か年で実施した風力発電等に係るゾーニング導入可能性検討モデル事業のレビューを行い、「風力発電に係る地方公共団体によるゾーニングマニュアル」を改訂しました。（環境省）

○環境省では沿岸域の海洋環境の把握のため、国内第一号となる苫小牧における海底下 CO<sub>2</sub> 回収貯留技術(CCS) 事業を対象に、海洋中の水質・底質・底生生物等の環境モニタリング調査を実施し、結果を公表しました。（環境省）

○マイクロプラスチック自動分析手法の開発については、「**第3部3（1）ウ**」（p.70）に記載しています。

○JAMSTEC は海洋の生物多様性、生息環境の観測手法及び収集データ解析による影響評価手法の開発を実施しました。（文部科学省）

○廃棄物の適正な処理の推進と港湾の秩序ある発展に資する観点から海域環境に配慮しつつ、全国 10 港において、廃棄物物理立護岸の整備を実施しました。（国土交通省）



CO<sub>2</sub>漏洩モニタリング

## (2) 沿岸域の総合的管理

### ア 沿岸域の総合的管理の推進

○平成 30 年（2018 年）度の「海洋プラスチックごみ対策 PT」の提言を踏まえ、令和元年（2019 年）5 月までに、陸域に起因する海洋ごみ問題の解決に向けた森・里・川・海などを意識した沿岸域の総合管理に取り組み、国民の理解増進や海洋ごみの回収活動等の推進策を含めた「海洋プラスチックごみ対策アクションプラン」等の策定や変更を行いました。（内閣府、農林水産省、経済産業省、国土交通省、

環境省)

○人が関わってより良い海を作り、豊かな恵みを得る「里海づくり活動」の全国を取組状況を把握するため、平成 30 年（2018 年）度に自治体、NPO 法人、漁業関係者等を対象に行ったアンケート調査結果<sup>36</sup>を 6 月に公表しました。（環境省）

## イ 陸域と海域との一体的・総合的な管理の推進

### ① 総合的な土砂管理の取組の推進

○土砂の流れの変化に起因する土砂供給の減少による影響に対する問題が起きている沿岸域において、土砂移動のメカニズムを把握し、土砂管理に関する事業の連携方針や、適正な土砂管理に向けた総合土砂管理計画の策定を行い、総合的な土砂管理の取組を推進しました。なお、令和 2 年（2020 年）3 月時点では、一級水系においては 6 水系で総合土砂管理計画が策定されています。（国土交通省）

○個別の取組としては、ダムでは排砂バイパスの設置やダム下流への土砂還元、砂防では適切な土砂を下流へ流すことのできる砂防堰堤の設置や既設砂防堰堤の透過化型への改良、河川では河川砂利採取の適正化、海岸では砂浜の回復を図るため、サンドバイパスや離岸堤の整備等侵食対策を実施しました。（国土交通省）

### ② 自然に優しく利用しやすい海岸づくり

○地域の実情に応じた多岐にわたる海岸管理の充実を目指すため、20 の海岸協力団体が指定されており、更なる活動の活性化を図るため、海岸協力団体との意見交換会を開催しました。（農林水産省、国土交通省）

○国土交通省では、毎年 7 月を「海岸愛護月間」としており、海岸清掃活動（224 か所）や環境保全・啓発活動（12 か所）等の活動を実施しました。（国土交通省）



海岸愛護月間における活動

○良好な海岸環境の保全・創出に努めるため、海岸保全施設等の点検・モニタリングに必要な手法等の開発やその普及に取り組みました。（農林水産省、国土交通省）

○国立公園の海域では、海域公園地区等の指定に向けた自然環境の調査を 6 か所で実施するとともに、国立公園内の海岸では海岸清掃等の事業を 26 か所で実施し、自然公園としての適切な保全を図りました。（環境省）

○生物多様性に配慮した施工により、防災機能の確保と生物多様性保全との調整を図りつつ、海岸防災林の復旧・再生事業を推進しました。また、生態系が有する多様な機能の把握と評価手法を確立することを目的に、環境研究総合推進費によって調査研究を推進しています。（農林水産省、環境省）

<sup>36</sup> 「平成 30 年度里海づくり活動状況調査の結果について（環境省）」  
<https://www.env.go.jp/press/106941.html>

### ③ 栄養塩類及び汚濁負荷の適正管理と循環の回復・促進

- 陸域から海域に流入する汚濁負荷削減に資する農業用排水施設や河川における水質浄化を推進するため、河川管理者・下水道管理者等の関係者が一体となって、水環境の悪化が著しい河川等における汚泥浚渫、河川浄化施設整備及び下水道整備等の対策を推進しました。特に、汚水処理施設の普及促進のため、「下水道クイックプロジェクト」による地域の実情に応じた早期、低コストな下水道整備手法を導入し、汚水処理人口普及率の向上を図りました。（国土交通省）
- 汚水処理未普及人口の解消に向け、循環型社会形成推進交付金を活用して単独処理浄化槽や汲み取り便槽から合併処理浄化槽への転換を促進しました。（環境省）
- 下水道法施行令により、令和 5 年（2023 年）度までに、各自治体で合流式下水道の改善対策を完了することが義務づけられており、合流式下水道緊急改善事業制度等を活用し、合流式下水道の効率的・効果的な改善対策を推進し、合流式下水道改善率は、平成 30 年（2018 年）末現在で 82%となっています。（国土交通省）
- 閉鎖性水域など栄養塩類の削減が必要な海域では、水質を改善するため、下水処理施設の高度処理の整備を推進しました。（国土交通省）
- 漁業生産力の低下が懸念される海域では、栄養塩と水産資源の関係の定量的な解明及び適正な栄養塩管理モデルの構築を推進するとともに、赤潮により色落ちの被害が発生した海藻類への適切な栄養塩供給手法の開発を支援しました。（農林水産省）

### ウ 閉鎖性海域での沿岸域管理の推進

- 水質汚濁防止法に基づき、国及び地方公共団体は、公共用水域の水質の常時監視を実施しています。特に、全国 88 の閉鎖性海域を対象に、窒素及びりんに係る排水規制を実施するとともに、陸域からの汚濁負荷量の把握や水質等を把握するための調査を実施しました。（環境省）
- 環境負荷の適正管理や保全・再生に向け、「全国海の再生プロジェクト」や海洋環境整備事業等の諸施策を展開し、東京湾、大阪湾、伊勢湾及び広島湾に関しては、各湾で作成された再生行動計画に基づき、関係機関の連携の下、環境モニタリングなどの施策を総合的に推進しています。（国土交通省、環境省）
- 漁業者等が行う藻場・干潟等の環境生態系の保全活動を支援しています。（農林水産省）
- 閉鎖性水域等の水質環境基準達成を目標に、下水処理施設の高度処理の導入を推進しました。また、伏木富山港（富山県）、大阪港、田子の浦港（静岡県）及び東京港では堆積汚泥等の浚渫・覆砂等を実施しました。（国土交通省）
- 港湾整備により発生する浚渫土砂等を有効利用した干潟等の保全、深掘り跡の埋め戻しなどを実施したほか、漁業者等が行う藻場・干潟等の環境生態系の保全活動を支援しました。（農林水産省、国土交通省）
- 瀬戸内海の更なる環境保全・再生のために、以下の取組を実施しました。
  - ・瀬戸内海の有する多面的な価値及び機能が最大限に発揮された「豊かな海」を目指し、湾・灘ごとや季節ごとの課題に対応した施策を推進するための調査・検討を

進め、令和元年（2019年）度の中央環境審議会では、瀬戸内海における今後の環境保全の方策の在り方について審議され、令和2年（2020年）3月に答申がなされました。（環境省）

- ・漁業生産力の低下が懸念される海域における、栄養塩と水産資源の関係の定量的な解明及び適正な栄養塩管理モデルの構築の推進（農林水産省）

- ・海洋環境整備船による海面の漂流ごみ等の回収（国土交通省）

○有明海及び八代海等の再生のために、以下の取組を実施しました。

- ・「有明海・八代海等総合調査評価委員会」や同委員会に設置された「水産資源再生方策検討作業小委員会」及び「海域環境再生方策検討作業小委員会」における、令和3年（2021年）度を目途とする中間とりまとめに向けた関係省庁・関係県が実施した調査の結果について情報収集等（農林水産省、環境省）

- ・海洋環境整備船による海面に漂流する漂流ごみ等の回収及び地方公共団体が実施する下水道整備の社会資本整備総合交付金等による支援（国土交通省）

## エ 沿岸域における利用調整

○海面利用ルールの策定に向けた関係者間の協議の状況、ルール・マナーの効果的な周知、啓発等に関する情報交換を都道府県の水産担当部局と実施しました。また、都道府県での遊漁で使用できる漁具・漁法を取りまとめ、水産庁ウェブサイト<sup>37</sup>に掲載する等、沿岸域利用者に対しルールの周知・啓発を行いました。（農林水産省）

○小型船舶の安全対策として、ライフジャケットに関して、原則、全ての乗船者に着用が義務付けられています。各種イベントにて規制の説明やポスター・リーフレットの配布及び周知啓発映像を作成し、関係省庁、団体と連携して周知啓発を図りました。（国土交通省）

○小型船舶の利用適正化に向けた利用環境の整備を進めるため、陸と海をつなぐ接点として「海の駅」の設置を推進し、マリンレジャーの振興を図りました。令和元年（2019年）度は「海の駅」が新規に6か所登録され、合計168か所となりました。（国土交通省）

○平成25年（2013年）5月に策定した「プレジャーボートの適正管理及び利用環境改善のための総合的対策に関する推進計画」に基づき、水域管理者等を中心として、各種の放置艇対策に取り組んでいます。（国土交通省）



ライフジャケット着用啓発ポスター

<sup>37</sup> 「都道府県漁業調整規則で定められている遊漁で使用できる漁具・漁法（海面のみ）（水産庁）」  
[http://www.jfa.maff.go.jp/j/yugyo/y\\_kisei/kisoku/todo\\_huken/index.html](http://www.jfa.maff.go.jp/j/yugyo/y_kisei/kisoku/todo_huken/index.html)